

第三セクター等の改革について

平成24年6月25日

総務省自治財政局公営企業課

公営企業・第三セクター等の抜本的改革について

- [背景]**
- 地方公共団体が損失補償等を行っている第三セクター等に係る債務は将来的に財政に深刻な影響を及ぼす可能性
 - 「地方公共団体財政健全化法」の全面施行(平成21年4月～)
 - ⇒ 公営企業の資金不足比率の算定・公表、経営健全化の推進
 - ・第三セクター等の経営状況・地方公共団体の将来負担等の把握・分析、将来負担抑制のための取組の推進

[対応] 公営企業、第三セクター等の抜本改革の集中的取組の促進(平成21～25年度)

- ① 処理策の検討
 - ・事業の意義・採算性・事業手法(民間的手法を含む)等の検討、外部専門家等の活用
 - ② 情報開示の徹底(対議会・住民)
 - ・経緯、手法の最善理由、損失補償履行の必要性、費用負担
 - ③ 議会の関与 ~ ②の議論、処理策の適切性の確認
 - ④ 債務調整を伴う処理策
 - ・手続き・内容等の透明性確保⇒法的整理や私的整理ガイドライン等を活用、新たな損失補償は行わない
 - ⑤ 残資産の管理等
- (「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(H21.6.23付け財政局長通知))

その手段の一つとして

第三セクター等改革推進債の創設(地方財政法附則第33条の5の7)

1. 対象経費

第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある以下の経費

- ◇ 第三セクター(及び地方住宅供給公社)
 - ⇒ 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費(短期貸付金の整理に要する経費を含む。)
- ◇ 土地開発公社及び地方道路公社
 - ⇒ 解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費(短期貸付金の整理に要する経費を含む。)
- ◇ 公営企業
 - ⇒ 廃止(特別会計の廃止)を行う場合に必要となる地方債の繰上償還等に要する経費

2. 対象期間

平成21年度～25年度

3. 発行手続

議会の議決
総務大臣又は都道府県知事の許可 } が必要

4. 償還年限

10年以内を基本とする。必要に応じ10年を超える償還年限の設定も可。

〔 第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とする。 〕

第三セクター等改革推進債許可実績

(単位：億円)

	H21	H22	H23
許可団体数	11	27	21
許可額	384	1,583	922

第三セクター等改革推進債の概要（地方財政法附則第33条の5の7）

1. 対象経費

● 第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある以下の経費

◇ 第三セクター（及び地方住宅供給公社）

⇒ 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

- ① 法的整理・・・破産手続、特別清算手続、再生手続及び更生手続
- ② 私的整理・・・一般に公表された債務処理のための準則等が該当

◇ 土地開発公社及び地方道路公社

⇒ 公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等を行っている公社借入金の償還に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

◇ 公営企業

⇒ 公営企業の廃止（特別会計の廃止）を行う場合に必要となる以下に掲げる経費

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- ・ 地方債の繰上償還に要する経費
- ・ 一時借入金の償還に要する経費
- ・ 退職手当の支給に要する経費
- ・ 公営企業型独法の設立に際して必要となる資金その他財産の出えんに要する経費
- ・ 国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

2. 対象期間

- 平成21年度～25年度（一定期間内の集中的な改革を推進）

3. 発行手続

- 議会の議決 → 総務大臣又は都道府県知事の許可

4. 充当率

- 100%

5. 償還年限

- 10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができる。

6. 財源措置

- 支払利息の一部について、必要に応じて特別交付税措置を講じる。

第三セクター等改革推進債の実績①

(1) 団体区分別実績

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
都道府県・指定都市	2	228	9	937	7	508	18	1,673
市町村	10	156	22	646	16	414	48	1,216
計	12	384	31	1,583	23	922	66	2,889

(2) 手法別実績

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
解散・廃止・破産	6	126	23	1,223	13	534	42	1,883
特別清算・清算計画	1	18	3	102	2	115	6	235
廃止(独法化等)	4	76	3	89	6	192	13	357
再生・更生	1	164	0	0	1	52	2	216
事業再生ADR	0	0	1	125	1	29	2	154
一部廃止	0	0	1	44	0	0	1	44
計	12	384	31	1,583	23	922	66	2,889

※ 「解散・廃止・破産」は公社の解散、公営企業の廃止、三セク等の破産により事業を終了させるものであり、破産・清算した三セク等の事業・資産等の売却・譲渡や、廃止・解散した公営企業・公社の資産等を地方公共団体や別法人が引き継ぐものも含む。

※ 「廃止(独法化等)」は、公営企業について、別法人に事業を引き継がせることを前提として廃止したものであり、現時点ではすべてが病院である。【参考 病院事業を引き継いだ者の内訳：地方独立行政法人 30,269.1百万円・8件、広域連合 3,245.0百万円・4件、民間(医療法人) 2,191.0百万円・1件】

※ 「一部廃止」は、土地開発公社の業務の一部のみを廃止したものである。

第三セクター等改革推進債の実績②

(3) 対象法人区分別実績

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
公営企業	10	203	7	123	9	500	26	826
うち病院	5	108	3	89	6	192	14	389
うち土地	5	94	4	34	1	238	10	366
公社	0	0	17	1,126	8	159	25	1,286
うち土地開発公社	0	0	16	746	6	130	22	875
うち地方道路公社	0	0	0	0	2	29	2	29
うち住宅供給公社	0	0	1	381	0	0	1	381
三セク	2	182	7	334	6	263	15	778
うち農林分野	0	0	2	99	1	52	3	152
うち住宅分野	0	0	2	96	1	29	3	125
うち観光分野	1	18	1	2	2	66	4	86
うち不動産分野	1	164	0	0	1	109	2	273
計	12	384	31	1,583	23	922	66	2,889

※「公社」は地方道路公社・土地開発公社・地方住宅供給公社であり、「三セク等」はそれ以外の法人である。

※「公営企業」のうち「土地」は宅地・工業用地等の開発・造成・区画整理等を行うために設置された公営企業である。

※「三セク等」のうち「農林」は森林や農地の整備を主要業務とする法人であり、所謂「森林公社」「農地公社」が該当する。「住宅」は宅地や住宅の整備を主要業務とする法人が該当する。

※「観光」は観光施設の整備・管理を主要業務とする法人である。「不動産」は商工業用の土地・建物の整備・維持管理を主要業務とする法人である。

第三セクター等改革推進債の実績③

<平成21年度許可>

都道府県・指定都市分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
長野県	-	長野県病院事業会計	廃止(独法化)	6,400.0	10
大阪府	大阪市	(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング	更生	16,400.0	10
都道府県・指定都市分計				22,800.0	

市町村分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
北海道	稚内市	(株)稚内シーポートプラザ	特別清算	1,762.6	10
青森県	むつ市	用地造成事業会計	廃止	1,367.9	10
千葉県	東金市	組合立国保成東病院	廃止(独法化)	365.4	10
	山武市	組合立国保成東病院	廃止(独法化)	678.6	10
	九十九里町	組合立国保成東病院	廃止(独法化)	163.0	10
大阪府	松原市	病院事業会計	廃止	3,216.4	15
	泉佐野市	宅地造成事業会計	廃止	6,575.0	30
香川県	観音寺市	産業団地造成事業特別会計	廃止	185.0	5
	坂出市	土地区画整理事業特別会計	廃止	425.0	10
		臨海部土地造成事業特別会計	廃止	875.0	10
市町村分計				15,613.9	
合計				38,413.9	5

第三セクター等改革推進債の実績④

＜平成22年度許可＞

都道府県・指定都市分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
茨城県	-	茨城県住宅供給公社	破産	38,077.4	15
神奈川県	-	(社)かながわ森林づくり公社	清算計画	8,499.0	10
		(財)かながわ廃棄物処理事業団	破産	1,159.0	10
富山県	-	土地開発公社	解散	2,140.0	10
岡山県	-	(社)農地開発公社	清算計画	1,444.0	10
-	千葉市	土地開発公社	解散	12,500.0	20
-	名古屋市	名古屋臨海高速鉄道(株)	事業再生ADR	12,461.0	10
		城西病院会計	廃止(譲渡)	2,191.0	10
-	大阪市	土地開発公社	解散	15,239.0	10
都道府県・指定都市分計				93,710.4	

市町村分①

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
北海道	釧路市	土地開発公社	解散	1,933.0	15
	江別市	土地開発公社	解散	2,700.0	15
	余市町	土地開発公社	解散	77.4	10
	白老町	土地開発公社	解散	263.4	10
		工業団地造成事業会計	廃止	787.2	10
		臨海部土地造成事業会計	廃止	989.4	10
岩手県	北上市	土地開発公社	解散	9,681.0	30
宮城県	美里町	土地開発公社	解散	615.1	10
茨城県	古河市	(財)住宅公社	破産	4,907.0	15
	高萩市	(財)住宅公社	破産	4,678.2	20
神奈川県	三浦市	土地開発公社	解散	10,850.0	30
富山県	富山市	土地開発公社	一部廃止	4,435.7	10

第三セクター等改革推進債の実績⑤

＜平成22年度許可＞

市町村分②

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
石川県	白山市	(株)セイモア内尾	特別清算	228.6	6
大阪府	貝塚市	土地開発公社	解散	2,100.0	15
	泉佐野市	市立泉佐野病院事業会計	廃止(独法化)	4,350.0	30
	河内長野市	土地開発公社	解散	1,902.3	10
	阪南市	土地開発公社	解散	878.8	10
兵庫県	加古川市	病院事業会計	廃止(独法化)	2,383.2	10
奈良県	奈良市	宅地造成事業費特別会計	廃止	1,455.8	10
広島県	三原市	土地開発公社	解散	3,281.2	10
高知県	高知市	土地開発公社	解散	5,970.0	15
佐賀県	上峰町	工業用地取得造成分譲特別会計	廃止	150.0	10
市町村分計				64,617.3	
合計				158,327.7	

第三セクター等改革推進債の実績⑥

＜平成23年度許可＞

都道府県・指定都市分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
群馬県		(社)林業公社	再生手続	5,239.0	10
岐阜県		道路公社	解散	799.5	10
大阪府		地域整備事業	廃止	23,766.0	20
山口県		土地開発公社	解散	4,273.4	10
		道路公社	解散	2,147.4	10
	広島市	(株)広島市産業情報サービス	特別清算	600.0	10
	堺市	病院事業	廃止(独法化)	14,000.0	10
都道府県・指定都市分計				50,825.3	

市町村分①

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間	
都道府県	市町村					
北海道	釧路市	(株)釧路振興公社	特別清算	10,918.0	15	
青森県	五所川原市	公立金木病院	廃止(広域連合化)	942.0	10	
	中泊町	公立金木病院	廃止(広域連合化)	628.0	10	
	鱒ヶ沢町	町立中央病院	廃止(広域連合化)	975.0	15	
	鶴田町	町立中央病院	廃止(広域連合化)	700.0	10	
	大鰐町		大鰐地域総合開発(株)	破産	3,811.0	30
			(財)大鰐町開発公社	破産	2,806.0	30
宮城県	石巻市	石巻地区土地開発公社	解散	2,146.8	10	
茨城県	ひたちなか市	(財)ひたちなか市住宅・都市サービス公社	事業再生ADR	2,903.3	15	
富山県	黒部市	土地開発公社	解散	1,730.0	10	
大阪府	和泉市	土地開発公社	解散	2,835.0	15	
兵庫県	明石市	病院事業	廃止(独法化)	1,928.9	10	

第三セクター等改革推進債の実績⑦

＜平成23年度許可＞

市町村分②

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
広島県	呉市	交通事業	廃止	5,700.0	10
山口県	周南市	土地開発公社	解散	1,518.0	10
高知県	室戸市	土地開発公社	解散	460.3	10
熊本県	荒尾市	競馬事業	廃止	1,360.0	10
市町村分計				41,362.3	
合計				92,187.6	

抜本的改革に際しての主なチェックポイント

1. 採算性の判断 以下のものは原則として採算性のないものと判断することが適当

- ① 損失補償を行っている第三セクター等(地方道路公社・土地開発公社を除く。)で、損失補償債務等負担見込額の算定基準における標準評価方式において損失補償債務がB～Eと評価されたもの、又は個別評価方式においてその算入割合が30%以上とされたもの。
⇒ 地方公共団体自身が将来の負担になり得ることを認定したものであることに留意。
- ② 損失補償を行っていない第三セクター等(地方道路公社・土地開発公社を除く。)で、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 経常収支が赤字のもの(地方公共団体からの財政援助を控除の上で判断)
 - イ 債務超過であるもの(資産の含み損を反映の上で判断)
 - ウ 債務の元利償還の10%以上を地方公共団体からの補助金又は実質的な新規貸付金等の財政支援に依存しているもの
- ③ 地方道路公社
料金収入が管理運営費(借入金利息を含む。)に満たない不採算路線を有するもの。
- ④ 土地開発公社
債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているもの、又は保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるもの。

(「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(H21.6.23付け財政局長通知))

2. 事業手法選択の際の留意点

各事業手法(指定管理者、PFI等)に係る特性を勘案した上での適切な事業手法の選択(公的部門の費用負担の度合い、経営の裁量の度合い、公的部門に係る赤字負担リスク及び公的部門のガバナンスの度合い等を勘案)

(「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(H21.6.23付け財政局長通知))

3. 第三セクター等による運営の場合の留意点(存続を決定した場合)

損失補償を行わない経営の確保

- 新たな損失補償は行わない
- 既存の損失補償も可能な限り解消

⇒ 民間的活力手法の導入、プロジェクト・ファイナンス方式の資金調達を検討

(「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(H21.6.23付け財政局長通知))

4. 地方公共団体にとって財政負担となる可能性がある金額の認識 ※標準財政規模に対する財政負担リスク額の割合にも留意が必要

- ① 第三セクター等の経営破たん時(破たんした年度)に財源を要する可能性があるもの
 - 債務保証・損失補償の額(資産を保有していても破たん時に正当な価格で売却できないリスクを考慮)
 - 短期貸付金
- ② 第三セクター等の経営破たん時等に放棄することとなる可能性があるもの
 - 出資金
 - 長期貸付金
- ③ 将来的に地方公共団体の負担が拡大する可能性があるもの
 - 毎年度の赤字額
 - 金利上昇に伴う借入金の増大

損失補償債務等に係る標準評価方式における債務区分

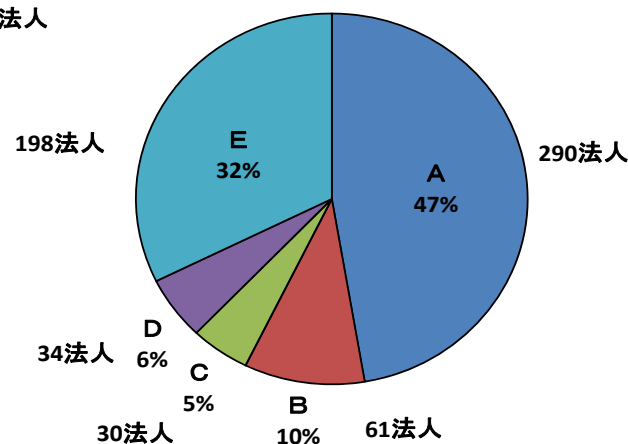
- ◇ 地方公共団体財政健全化法で定める将来負担比率の算出に当たっては、地方公共団体の設立法人の債務に係る一般会計等負担見込額を当該法人等の財務・経営状況を勘案して算入
- ◇ 標準評価方式に基づく出資法人等の損失補償付債務の区分と損失補償債務等負担見込額を算定する場合の算入率は下記のとおり(「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」(平成20年総務省告示第242号))

債務区分		算入率
A	正常償還見込債務	10%
B	地方団体要関与債務	30%
C	地方団体要支援債務	50%
D	地方団体実質管理債務	70%
E	地方団体実質負担債務	90%

※出資法人等の売上げの継続的な減少等特に考慮すべき事情がある場合には、算入率を高めることも検討
 <例>90%⇒100%

<債務区分別法人数>

合計 613法人



※ 各債務区分の法人数等は平成22年度決算に基づく財政健全化判断比率に係る算定様式より算出
 ※ 第三セクター、地方住宅供給公社のみであり、土地開発公社・地方道路公社を含まない

第三セクター等の抜本的改革の取組状況と平成25年度までに求められる対応

		(法人数、%)					
平成 20 年 6 月 以 降 検 討 会 等 設 置 の 有 無	有 (1,527)	法人やその一部事業の整理・事業手法の変更等	195	2.7%	①	改革未実施団体 における今後の対応	
		存続(主体等を変更せずに事業継続)	670	9.4%			
		方針未定	555	7.8%			③
		その他	107	1.5%			
	無 (5,598)	平成20年6月以前に検討済み	388	5.4%	②	①速やかな実施(必要に応じて 財政リスク等を再検証)	
		設置の必要なし(※2)	3,711	52.1%			
		設置の必要あるが未設置	448	6.3%	③	②改めて意義・財政リスク等を 検証し必要に応じ再検討・ 速やかに実施	
		その他	1,051	14.8%			

※1 「平成23年度第三セクター等の状況に関する調査」より。調査においては、第三セクター等のうち、地方独立行政法人、休眠法人を除いた7,125法人を対象としている。

※2 当該法人が団体に与える財政リスクが軽微、公共性が高く存廃を議論する余地がない、検討会等の検証・提言によって業績が改善される可能性が低い等の理由による。

第三セクター等改革相談窓口の設置

第三セクター等改革推進債の起債期限が平成25年度末であるため第三セクター等の整理や同債の発行に関する相談が増加していること、また、事業再生や事業手法の選択、プロジェクト・ファイナンス方式の資金調達等に対する関心も高まっていることから、総務省（自治財政局公営企業課内）において、第三セクター等改革相談窓口を設置する。

第三セクター等改革相談窓口

<場所・連絡先>

総務省自治財政局公営企業課内

Tel 03-5253-5635

Fax 03-5253-5636

<相談内容>

- ① 第三セクター等の抜本改革に関する相談（整理、事業再生など）
- ② 第三セクター等改革推進債の発行に関する相談
- ③ 第三セクター等の改革に係る事業手法の選択、プロジェクト・ファイナンス方式の資金調達（レベニュー債的資金調達など）などに関する相談

※ 地方三公社等の経営や解散手続等に関する相談は、それぞれの主務省庁と協力して対応します。

參考資料

地方公営企業・第三セクター等の抜本的改革

公営企業

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(H21.7.8付け通知)

事業の意義(必要性等)・採算性を踏まえて抜本的改革を検討

観光施設事業
宅地造成事業

「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」(H23.12.28付け通知)

第三セクター等

「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(H21.6.23付け通知)

事業の意義(行政目的との一致度)・採算性を踏まえて抜本的改革を検討

経営改革

経営健全化の取組を進めながら経営継続

民営化等を行った上での事業の継続

民営化、民間譲渡・委託、独法化、PFI、指定管理者等(三セク債の活用が可能な場合も)

廃止(事業の終了)

事業を終了させ公営企業会計を廃止(原則として三セク債の活用可)

新規事業の抑制

一定の基準未滿の規模の事業に限り地方債の発行について同意又は許可を行う

地方公共団体本体のリスク限定、別法人化して実施

経営改革

経営責任の明確化や運営の改善等を行った上で経営継続

地方公共団体は損失補償等を行うべきではなく、別の手段での資金調達を行うべき

プロジェクト・ファイナンス的資金調達(例:レベニュー債的資金調達)の活用を

事業の再生等

債務調整や経営体制変更等を行った上で経営継続(三セク債の活用が可能な場合も)

民営化・民間売却等

完全民営化・民間売却・上下分離方式での運営(三セク債の活用が可能な場合も)

事業の清算

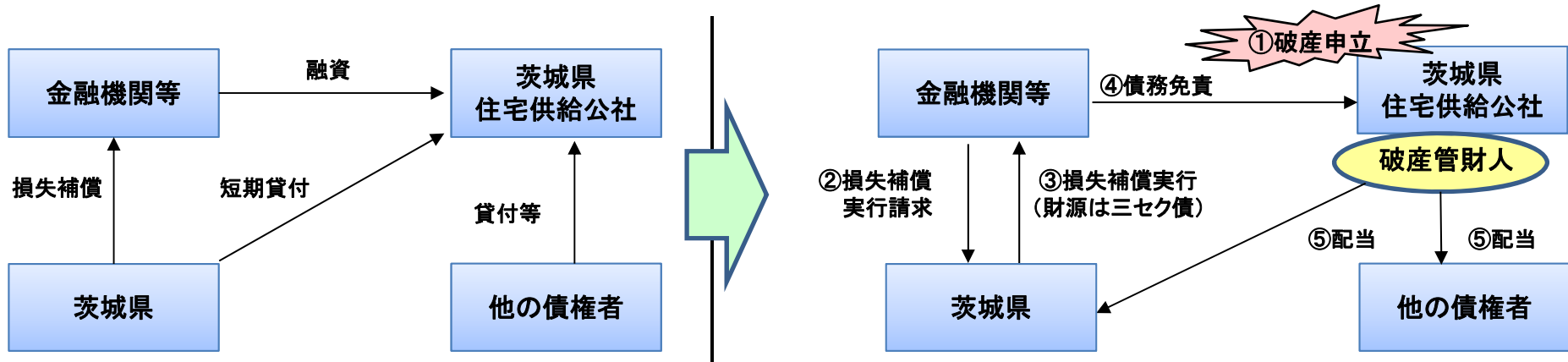
事業を完全に終了させる形での廃止・解散・破産等(原則として三セク債の活用可)

第三セクター等の抜本的改革を行った実例①

茨城県住宅供給公社(H22.10 破産手続開始決定)

<概要>

茨城県が多額の損失補償と短期貸付を行っていた住宅供給公社について、三セク債の活用を前提として破産処理を行ったもの(三セク債許可額 約380.8億円)。地方住宅供給公社が破産処理を行った初のケースである。



<手続きの流れ>

平成22年2月	茨城県出資団体等経営改善専門委員会が住宅供給公社の廃止を求める旨を報告(茨城県)
8月中旬	破産方針公表(茨城県)
9月下旬	補正予算案議決・三セク債起債許可申請案議決(茨城県議会) 破産申立を決議・破産手続き開始の申立(住宅供給公社) 損失補償実行(茨城県) 三セク債の起債許可(総務大臣)
10月上旬	破産手続き開始決定(裁判所) 三セク債の起債(茨城県)

<備考>

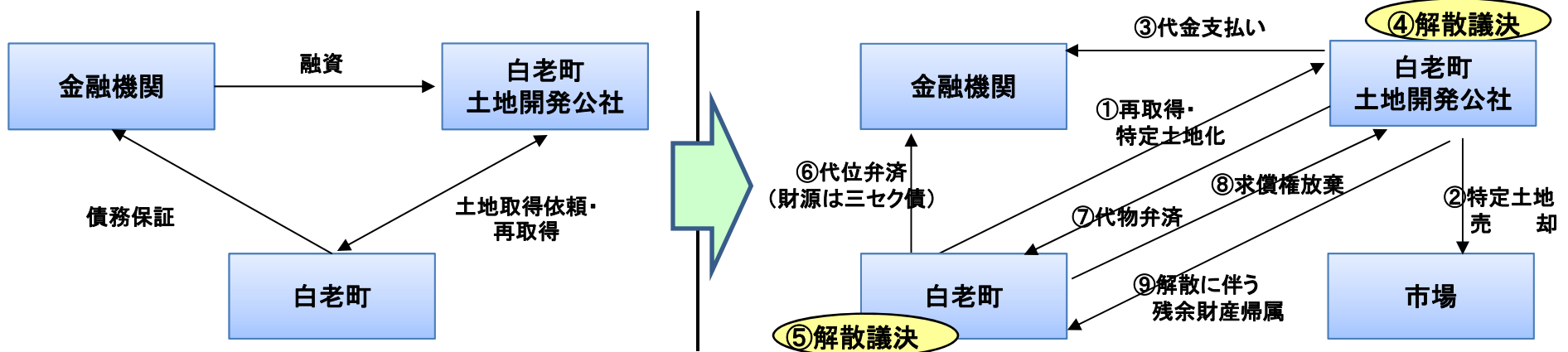
- 公社の業務は住宅・宅地分譲業務が中心であり、負債額は約523億円、債務超過額は約317億円にのぼっていた。
- 破産の判断を下す前に県議会特別委員会も早期解散を提言している。
- 民間の土地所有者が建物を建設する際に公社が連帯債務者となっていた債務が存在していた。
- 地方住宅供給公社は許認可がなくとも破産手続き開始の決定により解散することが可能である。

第三セクター等の抜本的改革を行った実例②

白老町土地開発公社(H23.3 解散認可)

<概要>

北海道白老町が業績の回復が見込めない土地開発公社について、三セク債の活用を前提として解散させたもの(三セク債許可額 約2.6億円)。多くの市町村において同様の手続きにより土地開発公社を解散。



<手続きの流れ>

平成22年 8月	公社解散を決定(白老町)
9月上旬	解散可決(公社理事会)
12月中旬	解散議決(白老町議会) ⇒ 北海道知事へ解散申請(白老町)
	補正予算案議決・三セク債起債許可申請案議決(白老町議会)
平成23年 3月上旬	三セク債の起債許可(北海道) ⇒ 起債(白老町)
	金融機関に対して代位弁済(白老町) ⇒ 代物弁済(公社) ⇒ 残債務に係る求償権放棄(白老町)
3月下旬	解散認可(北海道) ⇒ 解散

<備考>

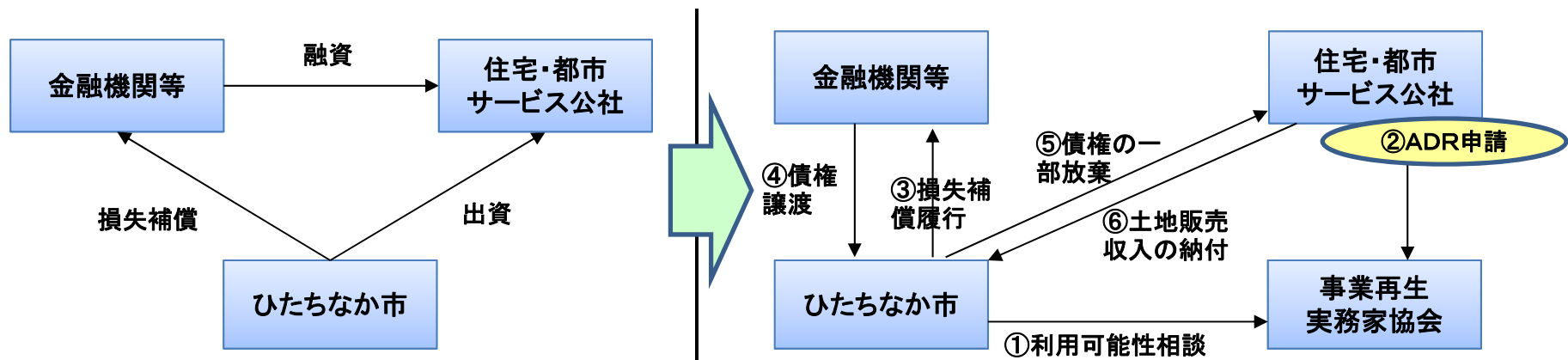
- 公社の負債額は約2.8億円であり、土地売却の見通しは立っていなかった。
- 市町村の土地開発公社は解散に議会の議決・都道府県知事の認可が必要であり、認可には事前の債務解消が必要である。
- 土地開発公社の解散については、事前の資産売却や地方公共団体の土地開発基金の活用等により三セク債起債額を圧縮することが可能である。

第三セクター等の抜本的改革を行った実例③

ひたちなか市住宅・都市サービス公社(H23. 12事業再生ADR正式申請)

<概要>

首都圏都市開発区域整備計画推進のため、昭和40年に設立された公社。地価の下落、土地区画整理事業の遅延、借入増加に伴う利子負担等により経営悪化し、平成16年度より債務超過に陥った。経営検討委員会の検討結果に基づき、三セク債の活用を前提として事業再生ADR手続による再生を図ることとなった。(三セク債許可額 約29億円)。



<手続きの流れ>

平成23年4月上旬	経営検討委員会設置
5月下旬	事業再生ADRの利用可能性に関する相談(ひたちなか市⇒事業再生実務家協会)
10月中旬	経営検討委員会より、三セク債を活用し事業再生ADR手続による公社存続の方針が望ましいと結論
12月上旬	事業再生ADR利用申請(公社⇒事業再生実務家協会)
12月下旬	事業再生ADR手続利用申込正式受理の通知(事業再生実務家協会⇒公社)
平成24年2月下旬	三セク債起債許可申請(ひたちなか市⇒茨城県)
3月上~中旬	三セク債の起債許可(茨城県)⇒三セク債起債⇒損失補償履行
9月	商品土地見合い以外の債権を放棄(ひたちなか市) 結果として公社の債務超過は解消

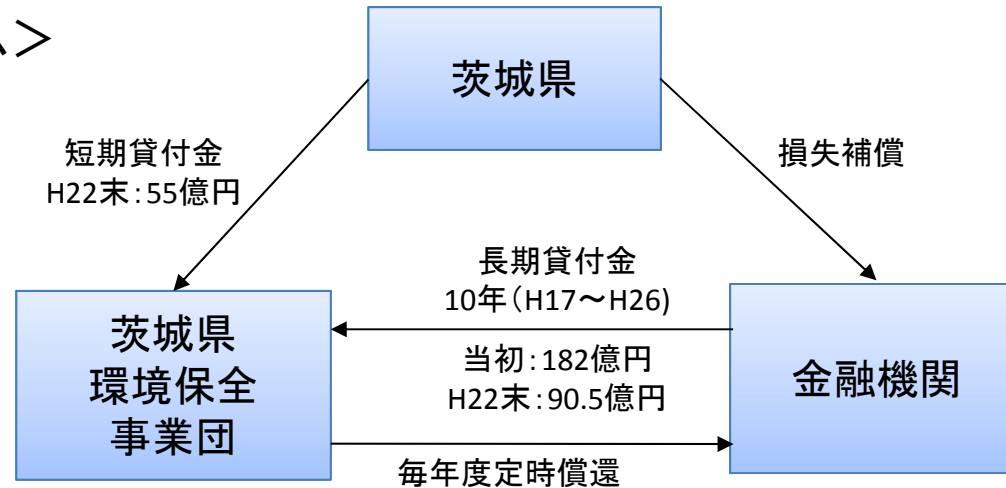
<備考>

- 平成23年度に保有土地等の時価評価を行った結果、実質債務超過額は23億円余と判明。
- 多くの土地区画整理事業を実施している市にとって、公社存続が適切との判断になり、事業再生ADRを申請し再生を図ることとなった。
- 公社は土地販売等の事業を継続中。

第三セクター等の抜本的改革を行った実例④

茨城県環境保全事業団 (H23.6 レベニュー債的なスキームにより 100億円調達)

<従前のスキーム>



<レベニュー債的なスキーム>

